

田村市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、産業の振興による地域経済の活性化を図るため、クラウドファンディングを活用した資金調達を行う個人、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当するものをいう。）及び任意団体（以下「団体等」という。）に対して、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年田村市規則第39号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを活用し、商品又はサービス提供の対価として、金銭を充てて行われる仕組みをいう。
- (2) 運営事業者 クラウドファンディングに係るウェブサイトの運営業務、ファンド組成業務等を行う、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第2項に規定する第2種金融商品取引業の登録を受けた同法第2条第9項に規定する金融商品取引業者
- (3) プロジェクト クラウドファンディングにより調達する資金で実施する事業をいう。

(補助対象団体等)

第3条 補助金交付の対象となる団体等の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ市税を完納していることとする。

- (1) 1年以上市内に居住している個人又は市内で事業を1年以上営んでいる中小企業者及び任意団体
- (2) 市内で創業等を行うための適切かつ確実な事業計画を有し、これを実施する経営能力を有する者で、市及び市が指定する機関から支援を受け、新たに事業を開始又は開始して1年以内の者
- (3) その他、市長が市の産業の振興による地域経済の活性化を図るうえから、特に補助金の交付が適当であると認める団体等

(補助対象事業及び補助対象内容)

第4条 補助対象事業は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内における創業
- (2) 新商品及び新サービスの開発及び販路の開拓
- (3) 新事業展開
- (4) その他、市長が特に補助金の交付が適切であると認める事業

(対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は運営事業者と契約した目標支援金額（当該プロジェクトにおいて資金調達したい金額を言う。以下同じ。）又は調達額（当該プロジェクトにおいて実際に調達した金額を言う。以下同じ。）のいずれか少ない金額に係る手数料（消費税及び地方消費税を除く。）とし、補助金の額は対象経費の予算の範囲内で定める額とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てる。

2 補助の限度額は50万円を限度とする。

3 当該プロジェクトに要する経費に対し、国又は地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は、この要綱における補助金は交付しない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等は、プロジェクトをサイトに公開する前に、規則第4条に規定する補助金等交付申請書と事業計画書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて事業開始の1箇月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 市税等納税状況確認同意書（様式第2号。申請者が任意団体の場合、代表者のみの提出とする。）
- (2) 事業者と締結した契約書の写し
- (3) 事業者に提出した応募申込書等のプロジェクトの詳細がわかる資料
- (4) 任意団体にあつては規約、構成員名簿及び代表者の住民票の写し
- (5) 法人にあつては定款の写し及び法人の事業内容がわかるパンフレット等
- (6) 個人にあつては住民票の写し

（補助金交付の決定）

第7条 市長は、補助金交付の申請があつた場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定に、条件を付した場合には、速やかにその条件を付し、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により本人又は代表者に通知する。

（事業計画の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた団体等（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業計画を変更しようとするときは、規則第9条に規定する補助事業等内容変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の5分の1以上を変更するとき。
- (2) 事業内容の大幅な変更をするとき。
- (3) 事業を中止するとき。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を調査し、当該申請が適当であると認めるときは、速やかに承認の決定をし、規則第9条に規定する補助事業等内容変更等承認通知書により通知する。

3 その他、第1項に該当しない事業計画の変更がある場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、プロジェクトの細部の変更であつて、補助金額の増額を伴わない変更については市長に届け出なくてもよい。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、当該プロジェクトにおいて募集期間が終了したときは、規則第14条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、募集期間の終了日から90日以内又は募集期間が終了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに報告しなければならない。

- (1) 実施状況報告書（様式第3号）
- (2) 事業者に手数料を支払ったことがわかる書類
- (3) その他

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の補助事業等実績報告書による報告があつた場合は、規則第15条の規定により交付する補助金等の額を確定し、補助金等交付額確定通知書により当該補助金の交付を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同じである場合は、当該通知を省略する

ものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助金の請求は、プロジェクトの完了した後に、補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第12条 規則第6条第1項第5号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る会計簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、次の各号に該当する場合、規則第10条の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金交付の決定を受けた者が出資者に対し、商品又はサービスを提供しなかった場合、当該補助金の全部又は一部を取り消し、規則第18条の規定により期限を定めて当該補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。